

おおさか臨床試験ボランティアの会 会則

(名称)

第1条 本会は、おおさか臨床試験ボランティアの会(以下「ボランティアの会」という)と称する。

(目的)

第2条 本ボランティアの会は、患者・市民に対し、大阪市立大学医学部附属病院臨床研究・イノベーション推進センター(以下センターという)が支援する臨床試験・臨床研究に被験者として積極的に参加していただくインセンティブの向上、臨床試験の意義啓発および理解深化、および臨床試験倫理審査機関(IRB)非専門委員の養成を目的とする。

(運営)

第3条 本ボランティアの会は、センターが組織し、その運営にあたり事務局業務を担当する。

(会員)

第4条 会員とは、本ボランティアの会の目的に賛同し、所定の手続を経て登録されたものをいう。

2、会員は患者・市民など一般会員、病院職員など協力会員、企業会員によって構成する。

3、会員は、実施予定臨床試験の最新情報および実施済み試験結果の情報を受け取ることができる。

4、会員は、実施予定臨床試験、会員向けセミナーに参加することができる。

(個人情報の利用)

第5条 本ボランティアの会はその運営や目的達成に必要な個人情報を保有・利用する。

2、保有する情報や利用目的は別途個人情報保護方針に定める。

3、会員は本ボランティアの会が保有する個人情報について開示請求することができる。開示請求は大阪市立大学医学部附属病院の個人情報の保護ポリシーに従う。

(入退会及び会員資格の失効)

第6条 会員は登録月に入会し、退会の申し出を行うまでの間、会員としての資格を継続する。退会の申し出があった会員の情報は本ボランティアの会が保有管理するデータベースより削除される。

また本ボランティアの会より送付する郵便物や電子メールが届かない場合は退会として扱うことがある。

会員が本ボランティアの会の名誉を傷つける行為を行ったり、会則や公序良俗に反するなど、本ボランティアの会会員として不適当であると認められた時は、会員の登録を抹消することがある。

(事業)

第7条 本ボランティアの会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)登録ボランティアデータベースの整備・管理

(2)実施予定臨床試験の最新情報および実施済み試験結果の情報発信

(3)登録ボランティア加入促進のための協力機関ネットワーク構築

(4)登録ボランティア向けサービス(セミナーの開催、メールマガジンの発行)

(5)倫理審査委員会 非専門委員養成セミナーの実施(メールマガジンの発行)

第8条 本ボランティアの会は、第7条の事業その他の必要事項を会員に伝達することを目的として、メールマガジンを発行し会員に配信する。

(参加費)

第9条 会員が本ボランティアの会の行う事業に参加する場合、必要に応じ参加費等の負担金を徴収すること

がある。

(会則の改廃)

第 10 条 本会則の改廃は、センター委員会において行う。